

一般社団法人群馬県老人福祉施設協議会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人群馬県老人福祉施設協議会と称する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を群馬県前橋市新前橋町13番地12に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 当法人は、群馬県内の老人福祉施設・事業所（以下、「施設」という。）が連携を密にし、会員施設の利用者へのサービスと職員の資質の向上等を図り、もって高齢者福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 施設の運営及び経営に関する調査研究
- (2) 高齢者福祉の増進に関する普及啓発
- (3) 施設相互の連絡調整及び情報交換
- (4) 職員の資質向上のための研修
- (5) 関係機関及び団体との連携
- (6) その他当法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(法人の構成員)

第5条 当法人の会員は、群馬県内の養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム・ケアハウス、老人デイサービスセンターの施設・事業所の施設長・管理者（以下、「代表者」という。）をもって構成する。

(種別)

第6条 当法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「一般法人法」という。）上の社員とする。

(1) 正会員

群馬県内において、社会福祉法人、地方公共団体及び理事会で認めた団体が運営する以下の施設の代表者とする。

- ①養護老人ホーム
- ②特別養護老人ホーム
- ③軽費老人ホーム・ケアハウス
- ④老人デイサービスセンター

(2) 準会員

- ①社会福祉法人もしくは地方公共団体以外が経営する老人デイサービスセンターの代表者
- ②理事会で認めた施設の代表者

(入会)

第7条 正会員又は準会員として入会しようとする者は、別に定める入会申込書（様式第1号又は第2号）により申込み、理事会の承認を受けなければならない。その承認があったときに正会員又は準会員となる。

2 入会后、入会申込書の内容に変更が生じた場合は、速やかに別に定める変更届（様式第3号又は第4号）を会長に提出しなければならない。

(会費)

第8条 正会員及び準会員は、当法人の経費に充てるため、会員総会において別に定める会費を納入しなければならない。

2 会費は、年会費とする。ただし、年度途中で入会又は退会した場合は、次のとおりとする。

入退会の時期	4～9月（上半期）	10～3月（下半期）
入会	年会費全額	年会費×1/2
退会	年会費×1/2	年会費全額

3 会費算定の基準日は、毎年4月1日とする。

(退会)

第9条 当法人を退会しようとする者及び施設を廃止又は休止したときは、理事会において別に定める退会届（様式第5号）を会長に提出しなければならない。

(除名)

第10条 正会員及び準会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、会員総会の決議によって当該会員を除名することができる。この場合、当該会員に対し、当該会員総会の日から1週間前までに除名する旨を通知し、かつ、会員総会において弁明する機会を与えなければならない。

- (1) 当法人の定款、規則又は会員総会の決議に違反したとき
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

(会員資格の喪失)

第11条 前2条の場合の他、正会員及び準会員が、正当な理由なく第8条の会費の支払い請求日から1年以上滞納し、かつ、催告に応じないときは、会員の資格を喪失する。

第4章 会員総会

(構成)

第12条 会員総会は、すべての正会員をもって構成する。

(権限)

第13条 会員総会は、一般法人法に規定する事項及びこの定款で定めた事項に限り決議する。

(開催)

第14条 当法人の会員総会は、定時会員総会及び臨時会員総会とし、定時会員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時会員総会は必要に応じて開催する。

(招集)

第15条 会員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議により会長が招集する。

2 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、会員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、会員総会の招集を請求することができる。

3 会員総会を招集するには、会長は会員総会の1週間前までに、正会員に対して招集通知を発する。

(議長)

第16条 会員総会の議長は、その都度出席した正会員の中から選出する。

(議決権)

第17条 正会員は、会員総会において各1個の議決権を有する。

(議決権の代理行使)

第18条 正会員は、代理人によって会員総会の議決権を行使することができる。この場合、当該正会員又は代理人は、代理権を証明する書面をあらかじめ当法人に提出する。

2 前項の代理権の授与は、会員総会ごとに行う。

(決議の方法)

第19条 会員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であつて、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(1) 正会員又は準会員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散

(5) その他法令で定められた事項

3 やむを得ない理由のため会員総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的記録をもって表決することができる。

4 前項の場合における第1項及び第2項の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

(議事録)

第20条 会員総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 議長及び出席した正会員のうちから選出された議事録署名人2名は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員等

(役員)

第21条 当法人に次の役員を置く。

(1) 理事 17名以内

(2) 監事 2名以内

2 前項第1号の理事の中から次の役職を選出する。

(1) 会長 1名

(2) 副会長 3名

(3) 会計 1名

(4) ブロック長 4名

3 前項の会長を一般法人法が定める代表理事とし、副会長を同法の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第22条 理事及び監事は、会員総会の決議によって正会員の中から選任する。

2 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第21条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

3 会長、副会長、会計及びブロック長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

4 監事は、当法人の理事もしくは使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行する。

3 副会長は、理事会において別に定めるところにより、当法人の業務を分担執行する。

4 会長及び副会長は、3か月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

5 会計は、当法人の会計事務を管理する。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第25条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時会員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 理事及び監事は、辞任又は任期満了後において、定員を欠くに至った場合には、新たに選任された理事又は監事が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任及び資格喪失に伴う退任)

第26条 理事及び監事は、会員総会の議決によって解任することができる。

2 理事の解任は、会員総会において、出席した正会員の3分の2以上の決議に基づいて解任することができる。監事の解任は、会員総会において、正会員の半数以上であって、正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

3 理事及び監事が正会員の資格を失ったときは、退任する。

(役員報酬等)

第27条 理事及び監事は、無報酬とする。

(取引の制限)

第28条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

(1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引

(3) 当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

(役員責任の一部免除又は限定)

第29条 当法人は、一般法人法第114条第1項の規定により、理事又は監事が職務を行うにつき善意でかつ重過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、当該理事又は監事の職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、法令に定める最低限度額を控除して得た額を限度とし、理事会の決議によって免除することができる。

(顧問)

第30条 当法人に顧問を置くことができる。

2 顧問は、理事会の承認を得て、会長が委嘱する。

3 顧問は、重要事項について会長の諮問に応じる。

4 任期については、役員任期に準ずる。

第6章 理事会

(構成)

第31条 当法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第32条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 当法人の業務執行の決定
- (2) 諸規程の制定及び改廃に関する業務
- (3) 表彰に関する業務
- (4) 理事の職務執行の監督
- (5) 会長、副会長、会計及びブロック長の選定及び解職
- (6) その他法令又は定款に規定する職務

(招集)

第33条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、あらかじめ理事会の決議により定めた順位により、副会長が理事会を招集する。

3 会長以外の理事は、会長に対して理事会の目的事項を示して理事会の招集を請求したにもかかわらず、請求をした日から5日以内に、その請求をした日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会招集通知が発せられない場合には、自ら理事会を招集することができる。

(招集通知)

第34条 理事会を招集する者は、理事会の日の5日前までに、各理事及び各監事に対してその通知を発しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく、理事会を開催することができる。

(議長)

第35条 理事会の議長は、会長とする。

(決議)

第36条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の3分の2以上が出席し、その過半数をもって行う。

2 理事会の決議について特別の利害関係を有する理事は、その議決に加わることができない。

3 理事が理事会の決議の目的事項について提案した場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 正副会長会議

(構成)

第38条 正副会長会議は、会長及び副会長をもって構成する。

2 会長は、必要があると認めるときは、他の役員の出席を求めることができる。

(開催)

- 第39条 正副会長会議は、会長が招集する。
2 正副会長会議は、随時必要なときに開催する。

(議長)

- 第40条 正副会長会議の議長は、会長とする。
2 正副会長会議の審議の経過及び決定された事項は、理事会に報告しなければならない。

(附議すべき事項)

- 第41条 正副会長会議は、次の事項を附議する。
(1) 理事会に附議する事項
(2) その他当法人の運営及び事業に関し、会長が必要と認める事項

第8章 ブロック・委員会・研究部会

(ブロック)

- 第42条 当法人の円滑なる運営を期するため、別に定める地区区分により、中毛・西毛・東毛・北毛にブロックを設置し、それぞれのブロックに属する会員により構成する。
2 ブロックに関する規程は別に定める。

(委員会)

- 第43条 当法人は、事業推進を図るため、委員会を設置することができる。
2 委員会の設置及び委員会に関する必要事項は、理事会の決議により別に定める。

(研究部会)

- 第44条 当法人は、事業充実を推進するため、研究部会を設置することができる。
2 研究部会の設置及び研究部会に関する必要事項は、理事会の決議により別に定める。

第9章 事務局

(設置等)

- 第45条 当法人の事務を処理するため、事務局を設置する。
2 事務局には、事務局職員を置き、理事会の承認を得て会長が任免する。
3 事務局の組織及び運営に関する規程は別に定める。

第10章 資産及び会計

(事業年度)

- 第46条 当法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

- 第47条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を経て、会員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

(事業報告及び決算)

- 第48条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、第1号、第3号及び第4号の書類については、理事会の承認を経て、会員総会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- 2 第1項の書類の他、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(財源)

第49条 当法人の財源は、会費、補助金及びその他の収入をもって充てる。

(積立金)

第50条 当法人は、事業遂行にあたり、積立金を設けることができる。

- 2 積立金設置・取扱規程は別に定める。

(特別会計)

第51条 当法人は、特別会計を設けることができる。

(剰余金の処分制限)

第52条 当法人は会員その他の者に対し、剰余金の分配をすることはできない。

- 2 会員に剰余金の分配をする会員総会の決議は無効とする。

第11章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第53条 当法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

- 2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(個人情報の保護)

第54条 当法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

- 2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第12章 定款変更及び解散

(定款の変更)

第55条 この定款は、会員総会の決議により変更することができる。

(解散)

第56条 当法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 会員総会の決議
- (2) 正会員の欠亡
- (3) 合併により当法人が消滅する場合
- (4) 破産手続開始の決定
- (5) 裁判所による解散命令の確定

(残余財産の帰属)

第57条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、会員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第13章 公告の方法

(公告)

第58条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第14章 補則

(細則)

第59条 この定款に定めるものの他、当法人の運営に関する必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。